

第104回 相模湖地区まちづくり会議 全体会 結果

- 日 時 令和8年8月20日（木） 19時開会 20時40分閉会
- 場 所 相模湖総合事務所 3階 大会議室
- 出席委員数 22名出席（2名欠席）
- 傍 聴 者 0名

1 開会

- 議事に先立ち、事務局から委員の代理出席に関する確認を行い、今後、団体選出の委員については、同団体の構成員による代理出席を認めることとなった。

2 代表あいさつ

- 鈴木代表からのあいさつの後、代表の進行により議事を進めた。

3 協議事項等

（1）第9期相模湖地区まちづくり会議専門部会の設置について

- 事務局から、資料1-1に基づく説明の後、専門部会の設置について協議を行った。
- 事務局から、資料1-2に基づく説明の後、「相模湖地区まちづくり会議専門部会設置要綱」の改正について協議を行った。

【結 果】

- 専門部会については、原案のとおり「産業・観光部会」「子ども・暮らし部会」の2部会を設置することとなった。
- 要綱については、原案のとおり改正することとなった。
- 専門部会への所属について委員に意向を伺い、「産業・観光部会」13名、「子ども・暮らし部会」10名という構成になった。
*代表は専門部会に所属しない。

【主な意見等】（◇：主な意見・質問等、◆：回答等）

- ◇ キャッチフレーズの「戻ってこよう」は誰をターゲットにしているのか。
- ◆ 子どもたちが相模湖を出てもファミリーとなって戻ってくることや、観光などで来た人がもう一度来たくなるような地域にしたいといった思いを込めている。
- ◇ 人口統計上、50代以上と40代以下で大きな差がある。「戻ってくる」というよりも「出ていかないようにする」ことの方が重要である。
- ◇ 4つの「こよう」をテーマに、魅力あるまちを目指す原案はとても良いように思う。特に「産業・観光部会」のテーマの「湖用」は相模湖ならではのものである。
- ◇ 相模湖地区は「失われた50年」と言える。駅周辺の発展が課題であり、商業施設や雇用、インフラ整備が長年進んでいないことが人口減少の主な原因である。
- ◇ 部会を分ける必要はあるのか。例えば「産業・観光」の検討については、観光協会や商工会の委員だけでなく、地域住民の視点も必要である。

- ◆ 話し合う内容が多岐に渡るため、部会は分けた方が良い。
- ◇ 「産業・観光」を検討するにあたり、産業や観光を生業とする団体からの委員の割合が少ないのではないか。
- ◆ 観光協会や商工会から委員が推薦されており、それらの委員がまちづくり会議の情報を各団体に提供し、また各団体の意見を吸い上げたうえで会議に出席していただくことを期待している。
- ◇ バレエ関連事業で地域に雇用が生まれていること、また、今後県立相模湖公園内に常設の野外ステージの建設が予定されていることをお知らせしたい。
- ◇ 資料にある「具体的目標」については本日議論しないのか。個人としては、現在相模湖では小・中学校のあり方について議論がされているが、学校とまちづくりは密接に関連しており、学校の存続やファミリー層を増加、地域の子どもの増加といった施策を目標に据えたい。
- ◆ 具体的目標は、今後部会や全体会において検討のうえ、決定する想定である。

(2) 第9期相模湖地区まちづくり会議の進め方等について

- 事務局から、資料2に基づく説明の後、会議開催日程の変更及びまちづくりを考える懇談会に関する進め方等について協議を行った。
- 次期総合計画に関する地域への意見聴取について、事務局から市の方針の報告を行った。

【結 果】

- 今後のまちづくり会議の進め方について、原案のとおり承認された。

【主な意見等】（◇：主な意見・質問等、◆：回答等）

- ◇ 次期総合計画に関する意見聴取について、区民会議はどのような頻度で開催されるのか。
- ◆ 予定では、令和8年11月から令和9年8月にかけて、2カ月に1回ほどの開催と思われる。区民会議には推薦委員だけでなく事務局の職員も同席し、まちづくり会議での報告をサポートしたい。

(3) 第8期子ども若もの専門部会の要望について

- 事務局から資料3-1、3-2に基づく説明の後、要望書の提出について協議を行った。

【結 果】

- 原案のとおり、市及びさがみ湖リフレッシュセンターと日程調整の上、要望書を提出することとなった。
- * 放課後の居場所について、児童クラブに入会していない（保護者の就労状況等から入会できない）子どもが相当数いるという補足意見があった。

(4) まちづくり会議の公募委員について

- 事務局から資料4に基づく説明の後、公募委員の募集について協議を行った。

【結 果】

- 公募委員を1名募集することとなった。

4 その他

- 相模湖商工会から、キャッシュバックキャンペーンについて説明があった。
- 委員から、県立相模湖公園への多目的施設建設工事について、情報提供があった。
- 委員及び事務局から、「小原の郷」改修工事の状況について、情報提供があった。

5 閉会

* 専門部会について

- 全体会終了、「産業・観光部会」「子ども・暮らし部会」を開催し、それぞれの部会で部会長1名、副部会長2名を決定した。正副部会長6名は次回の役員会に理事として出席する。

以 上

第104回 相模湖地区まちづくり会議全体会 次第

日 時 : 令和8年8月20日(木)・19時00分～

場 所 : 相模湖総合事務所3階 大会議室

1. 開 会

2. 代表あいさつ

3. 協議事項等

(1) 第9期相模湖地区まちづくり会議専門部会の設置について …資料1

(2) 第9期相模湖地区まちづくり会議の進め方等について …資料2

(3) 第8期子ども若もの専門部会の要望について …資料3

(4) まちづくり会議の公募委員について …資料4

4. その他

5. 閉 会

☐ 次回役員会

・日 時 : 令和8年10月 8日(木)・19時から

・場 所 : 相模湖総合事務所3A会議室

☐ 次回全体会

・日 時 : 令和8年10月15日(木)・19時から

・場 所 : 相模湖総合事務所3階大会議室

第9期 相模湖地区まちづくり会議委員名簿

令和8年6月・敬称略

番号	役職	所属団体等		氏名
1	代表	教育・スポーツ・文化関係関係	相模湖地区公民館運営協議会	鈴木 克枝
2	副代表	公募委員	-	川村 千穂子
3	副代表	公募委員	-	竹内 僚
4		自治会関係	相模湖地区自治会連合会	森久保 高弘
5			相模湖地区自治会連合会	岸 義之
6		保健・福祉関係団体	相模湖地区民生委員児童委員協議会	原田 勲
7			相模湖地区社会福祉協議会	岩間 肇
8			相模湖地域包括支援センター	和田 理江
9		産業・経済関係団体	相模湖商工会（女性部）	橋本 久美子
10			相模湖商工会（事務局）	山口 進司
11			一般社団法人 相模湖観光協会	佐藤 和仁
12			与瀬商栄会	岸野 和広
13		教育・スポーツ・文化関係関係	相模湖芸術・文化のまちづくり実行委員会	小笠原 豊
14			相模湖地区小学校PTA「桂北小学校」	加藤 千晶
15			相模湖地区小学校PTA「千木良小学校」	田嶋 杏里
16			相模湖地区小学校PTA「内郷小学校」	及川 裕子
17			相模湖地区小学校PTA「北相中学校」	山本 信宏
18			相模湖地区小学校PTA「内郷中学校」	川上 はぎ乃
19		安全・安心関係団体	緑区安全・安心まちづくり協議会相模湖支部	小川 達雄
20			相模原市消防団 相模湖方面隊	塚本 勇
21		地域活性化事業 交付金交付団体	さがみ湖コンシェルジュ	吉良 奈美乃
22			さがみ湖地域連絡会	小俣 哲夫
23		公募委員	-	小瀧 俊
24			-	松本 瑞木

戻ってこよう！さがみ湖

～相模湖を終わらせない。みんなで仕掛けるまちづくり～

“こよう”部会を通じて、人々が戻ってこようと思う地域に仕上げ、
ひとりひとりがそれぞれの舞台で活躍できる”個躍“さがみ湖を実現していく。
こよう

情報発信・共有有志グループ

#ただ今、さがみ湖

将来の「ただいま」の声を
増やすために、さがみ湖
の今を知ってもらう。

部会は「作戦会議の場」

2部会4テーマにそって施策を練り、
行政、各種団体と協力して、
目標達成を目指す

具体的目標

* 部会・全体会での検討を通して決定します。

産業・観光部会

① 雇用 (産業・仕事)



地域資源の発見 など

どうしたら相模湖地
域で仕事をする人が
増えるだろうか？

さがみ湖に新たな雇用と所得を生み出す

② 湖用 (観光・魅力)



観光資源の有効活用策 など

どうしたら相模湖
がもっと魅力的に
なるだろうか？

さがみ湖の資源を活用した魅力あるまち

子ども・暮らし部会

③ 子養 (子育て・学校)



子どもたちの居場所 など

どうしたら子育て
に最高の地域にな
るだろうか？

少子高齢化&人口減少を止める

④ 来よう (移住・Uターン)



移住定住促進策 など

どうしたら相模湖に
住みたいと思っ
てもらえるだろうか？

自然と暮らし
子どもから高齢者まで安心して暮らせるまちづくり

相模湖地区まちづくり会議専門部会設置要綱の一部改正 新旧対照表

現 行	改正案	備考
相模湖地区まちづくり会議専門部会設置要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、相模湖地区まちづくり会議会則第11条第1項の規定に基づき設置する専門部会の名称、役割等について必要な事項を定めるものとする。 (名称) 第2条 相模湖地区まちづくり会議の下に次の専門部会を設置し、名称は次のとおりとする。 (1) 子ども・若もの専門部会 (2) 産業・観光専門部会 (役割) 第3条 前条に掲げる専門部会の役割は、移住・定住の促進を図ることを主眼に検討するものとする。 (1) 子ども・若もの専門部会は、相模湖地区の教育・子育て、安全・安心における課題解決に向けた取組を行う。 (2) 産業・観光専門部会は、相模湖地区の産業・観光・商店街における課題解決に向けた取組を行う。 (部会員) 第4条 専門部会の部会員は、まちづくり会議の委員(以下「委員」とする)をもって充てる。なお、必要に応じて専門部会での承認の上、委員以外の者を部会員とすることができる。 2 専門部会に部会長及び副部会長を置く。 3 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。 4 部会長は、当該部会の会務を総括し、部会を代表する。 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会	相模湖地区まちづくり会議専門部会設置要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、相模湖地区まちづくり会議会則第11条第1項の規定に基づき設置する専門部会の名称、役割等について必要な事項を定めるものとする。 (名称) 第2条 相模湖地区まちづくり会議の下に次の専門部会を設置し、名称は次のとおりとする。 (1) <u>産業・観光部会</u> (2) <u>子ども・暮らし部会</u> (役割) 第3条 前条に掲げる専門部会の役割は、移住・定住・<u>Uターン等</u>の促進<u>や安全・安心な暮らしの実現</u>を図ることを主眼に検討するものとする。 (1) <u>産業・観光部会は、相模湖における新たな雇用と所得の創出及び地域資源を活用した魅力あるまちづくりに向けた取組を行う。</u> (2) <u>子ども・暮らし部会は、少子高齢化と人口減少への対策及び子どもから高齢者までが安心して暮らすことができるまちづくりに向けた取組を行う。</u> (部会員) 第4条 専門部会の部会員は、まちづくり会議の委員(以下「委員」とする)をもって充てる。なお、必要に応じて専門部会での承認の上、委員以外の者を部会員とすることができる。 2 専門部会に部会長及び副部会長を置く。 3 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。 4 部会長は、当該部会の会務を総括し、部会を代表する。 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会	

現 行	改正案	備考
長がその職務を代理する。 (任期) 第5条 部会員の任期は、まちづくり会議の委員の任期に合わせるものとする。ただし、任期が満了となっても新たな部会員が就任するまでは、その職務を行う。 (会議) 第6条 専門部会の会議は、部会長が招集する。 2 部会長は、会議の議長となる。 3 部会長は、必要があると認めるときは部会員以外の者に会議への出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。 (事務局) 第7条 専門部会の事務局は、相模湖まちづくりセンターが行う。 (委任) 第8条 この要綱で定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。 附 則 1 この要綱は、平成24年8月23日から施行する。 2 相模湖地区まちづくり会議観光専門部会設置要綱(平成22年4月15日施行)及び相模湖地区まちづくり会議帝京大学薬学部移転対策専門部会設置要綱(平成21年12月18日施行)は廃止する。 附 則 この要綱は、令和2年10月22日から施行する。	長がその職務を代理する。 (任期) 第5条 部会員の任期は、まちづくり会議の委員の任期に合わせるものとする。ただし、任期が満了となっても新たな部会員が就任するまでは、その職務を行う。 (会議) 第6条 専門部会の会議は、部会長が招集する。 2 部会長は、会議の議長となる。 3 部会長は、必要があると認めるときは部会員以外の者に会議への出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。 (事務局) 第7条 専門部会の事務局は、相模湖まちづくりセンターが行う。 (委任) 第8条 この要綱で定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。 附 則 1 この要綱は、平成24年8月23日から施行する。 2 相模湖地区まちづくり会議観光専門部会設置要綱(平成22年4月15日施行)及び相模湖地区まちづくり会議帝京大学薬学部移転対策専門部会設置要綱(平成21年12月18日施行)は廃止する。 附 則 この要綱は、令和2年10月22日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和8年8月20日から施行する。</u>	

第9期相模湖地区まちづくり会議の進め方等について

区分	開催年月		役員会	全体会	まちづくり を考える 懇談会	備 考
第9期前期	R8	6月		25日		(1) まちづくり会議開催日程 ★原則、偶数月の第2木曜日に役員会、第3木曜日に全体会 ⇒ 左表下線部のとおり一部変更
		7月				
		8月	13日	20日		
		9月				
		10月	8日	15日		
		11月	<u>(11日)</u>	<u>(18日)</u>		
		12月	10日	17日		
	R9	1月	<u>(14日)</u>	<u>(21日)</u>		(2) 次期総合計画に関する意見聴取について ⇒ 資料2別紙 (3) 令和8年度まちづくりを考える懇談会について ○次期総合計画に関する意見聴取が無くなったため、検討時間あり ○懇談会候補日： ① 2月27日（土） ② 2月28日（日） ③ 2月23日（火・祝） ④ 2月21日（日） 【進め方案】 ・10月～12月頃にかけて懇談会の内容を検討 ・検討状況により、11月・1月に臨時の会議を開催 【参考】直近の開催状況・内容 ・令和7年度：未実施 ・令和6年度：中学生が考える相模湖地区の未来像について ・令和5年度：中山間地域の人口減少に対応した住みよい環境づくりについて（相模湖地区の交通機関の在り方について） ・令和4年度：①地域の実情に見合った子育て支援策について ②相模湖の観光資源について
		2月	18日	25日	●	
		3月				
		4月	8日	15日		
		5月				
		6月	10日	17日		
7月						
8月		<u>19日</u>	<u>26日</u>			
9月						
10月		14日	21日			
11月				●		
12月		9日	16日			
第9期後期	R10	1月				
		2月	10日	17日		
		3月				
		4月	13日	20日		
		5月				

市次期総合計画に係る意見聴取について

資料2別紙

《最終的な市の方針》

政策課が現地に伺い、意見聴取を実施するのは 区民会議 とする

＜方針理由＞（区民会議とした理由／まちづくり会議としなかった理由）

- まちづくり会議で意見聴取を実施した場合、意見聴取や検討いただける回数・時間が地区毎に大きく異なり、意見数や熟度に差が生じてしまい、結果として十分な検討が出来なかった地区の意見が反映されにくくなる恐れがあるため。
- 行政区単位での取組（『（仮称）区の取組』）を定める予定のため、各地区まちづくり会議での意見を1つ（区の意見）に擦り合わせる必要があり、その結果意見が淘汰されてしまう地区が発生するため。
- 『（仮称）区の取組』に掲載する「区の目指す姿」については、現在の区別基本計画の諮問機関である区民会議にて改めて検討することが適当であるため。
- 区民会議で意見聴取を実施した場合でも、各まちづくり会議代表者が区民会議の委員として出席されており、情報共有することが可能であるため。

《区民会議での意見聴取 実施概要》

【実施時期】

R8年11月頃 ～ R9年8月頃 で実施（想定）

＊ まちづくり会議からの推薦者が出席

《まちづくり会議への情報共有について》

- 区民会議に出席する各地区のまちづくり会議代表者（会長・副会長など）から、区民会議での内容を、次回のまちづくり会議にて報告
- まちづくり会議に報告した際に 意見等が挙げられ、市側にフィードバック
＊ 挙げられた意見は事務局で文書化し、市の政策課に送付します。

《その他の事項》

○ 区民会議での内容報告のサポート

- ・ まちづくり会議にて、区民会議に出席されたまちづくり会議代表者（主に会長・副会長）から区民会議での内容を報告していただく際、会議内での報告時間を設けるなど、事務局で議題を調整します。
- ・ まちづくりセンター所長または地域政策担当者が区民会議に同席し、まちづくり会議代表者の報告内容の補足等サポートします。

○ その他の意見聴取の機会について（予定）

- ・ 市民アンケート（自宅へのダイレクトメール、広報紙からQRコード、公民館での配架など）
 - ・ オープンハウス（公民館、商業施設、さがみはらフェスタなどの大規模イベントにて実施）
- * 時期は未定

令和8年 月 日

相模原市長 本村 賢太郎 殿
相模原市教育委員会教育長 細川 恵 殿

相模湖地区まちづくり会議
代表 鈴木 克枝

相模湖地区の子どもたちの居場所づくり及び放課後支援に関する要望書

私ども相模湖地区まちづくり会議は、令和6、7年度に渡り、地域の子どもたちや若者を取り巻く環境、特に「子どもたちの居場所がない」「放課後に過ごす場所がない」といった課題等について、継続的に検討を重ねてまいりました。令和8年3月には、市の放課後児童対策課のご担当者様をお招きして相模原市の取組を学ぶと共に、相模湖地区の現状と課題解決方策について考えを深めてきたところでございます。

このような取組を経て、この度、2年間に渡る検討の結果をまとめましたので、今後の相模湖地区の小・中学校のあり方も見据え、以下の事項を要望いたします。

何卒ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

1 相模湖地区の子どもたちの放課後に関する要望

- (1) 放課後、子どもが自宅に一度帰らずに、図書室・校庭・体育館などを自由に利用できる環境を整備すること。
- (2) 高学年の授業終了まで低学年の児童が待機できる仕組みの導入を検討すること。
- (3) バスや塾等への移動を考慮し、学校内での放課後滞在を可能にすること。
- (4) 相模湖地区の小学校等へ放課後子ども教室を設置すること。
- (5) 障がいや発達に特性のある子どもたちのため、相模湖地区に放課後等デイサービスが設置されるよう、開設を希望する事業者への支援や環境を整備すること。

2 相模湖地区の公民館に関する要望

- (1) 子どもたちの学習環境を整備すること（学習スペースの拡大や学習支援の充実）。
- (2) W i - F i 環境を整備し、子どもたちが様々な情報にアクセスする機会を増やすこと。
- (3) 公民館の閉館時間を延長し、中高生の利用を促進すること。
- (4) 子どもたちが自由に使えるスペースを整備すること。
- (5) 乳幼児向けの環境を整備すること。

3 さがみ湖リフレッシュセンターに関する要望

- (1) 相模湖の子どもたちの放課後の居場所や学習スペースとして、施設の一部を開放すること。
- (2) 多世代交流の場として、子どもから高齢者までが交流できる環境を整備すること、また、その機会を創出すること。

以 上

(案)

令和8年 月 日

さがみ湖リフレッシュセンター指定管理者 殿

相模湖地区まちづくり会議

代表 鈴木 克枝

相模湖地区の子どもたちの居場所づくりに関する要望書

私ども相模湖地区まちづくり会議は、令和6、7年度に渡り、地域の子どもたちや若者を取り巻く環境、特に「子どもたちの居場所がない」「放課後に過ごす場所がない」といった課題等について、継続的に検討を重ねてまいりました。令和8年3月には、市の放課後児童対策課のご担当者様をお招きして相模原市の取組を学ぶと共に、相模湖地区の現状と課題解決方策について考えを深め、2年間に渡る検討の結果、「既存の制度等に縛られず、地域に必要な居場所機能を具体的に要望していくべき」との判断に至りました。

貴センターにおかれましては、「高齢者の健康保持及び増進、高齢者の趣味活動の場の提供、機能訓練の実施、介護知識、介護方法の普及等を図る拠点施設」であることは承知しておりますが、子どもたちの安全かつ健やかな放課後活動の実現と地域コミュニティの活性化に向け、以下の事項を要望いたしますので、何卒ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、貴センターを所管する相模原市長に対しても、本要望事項を含む要望書の提出を予定していることを併せて申し添えます。

要望事項

- 1 相模湖の子どもたちの放課後の居場所や学習スペースとして、貴センターの一部を開放していただくこと。
- 2 多世代交流の場として、子どもから高齢者までが交流できる環境を整備していただくこと、また、その機会を創出していただくこと。

以 上

第9期 相模湖地区まちづくり会議

“公募委員を募集します”

～一緒に「まちづくり」をしませんか～

地域の課題解決や魅力づくりなどを自主的に話し合う会議体として、市内の22地区にまちづくり会議を設置しています。この会議は、地域の各種団体からの推薦委員と公募委員で構成されており、今回は公募委員1名を募集します。

【今回の協議事項】

- ・ 1名の空きがあるが募集は必要か
(公募委員の枠は5名)
- ・ 募集する場合、時期をどうするか

◆主な活動

- 全体会：相模湖地区のまちづくりについて、地域資源の年6回程度開催します。
- 専門部会：特定の地域課題の解決に向けた取り組みを行うため、2つの専門部会が設置されています。
【第9期の取組内容】
「○○○○部会」…（取組予定の内容）
「□□□□部会」…（取組予定の内容）
- 相模湖地区まちづくりを考える懇談会：
まちづくり会議の委員と市が意見交換や情報提供を行いながら、協働でまちづくりを考える場として、年1回開催します。

◆任期：令和8年〇月から令和10年5月まで

◆募集人数：1名

◆資格：相模湖地区に在住、在勤の方

◆応募方法：郵送、FAX、電話、Eメール又は直接のいずれかの方法で、下記申込先に次の事項をお知らせください。

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 電話番号（日中連絡がとれる番号）
- ④ メールアドレス（任意）

◆応募締切：令和8年〇月〇日（〇）

◆選考方法：面談（〇月〇日に実施させていただきます。）

◆その他：報酬及び費用弁償は支給されません。



【申込・お問い合わせ先】

相模湖まちづくりセンター 総務・地域振興班

〒252-5162 相模原市緑区与瀬896（相模湖総合事務所2階）

TEL：042-684-3212（直通）／FAX：042-684-3618

Eメール：sagamiko-cen@city.sagamihara.kanagawa.jp

